

大学による開発途上国への協力活動の参画

船守 美穂 (政策研究大学院大学)

- ・ 開発途上国への協力活動は、全ての大学が取組む内容の活動ではない。
- ・ しかし、これら国際協力活動への参画は、大学の学内体制の強化に始まり、実践的、かつ国際的な舞台で活躍できる人材育成と、地球規模の課題に対する問題解決型の研究の強化等の面で、大学改革の一つの手段となりえ、21世紀に求められる大学への変革に通じる。
- ・ 今後、大学による国際協力活動への参画は、(特に人文社会科学の分野も含めた場合に)世界的にリードする研究大学となるための必要条件となる。

はじめに

日本の大学による国際的な活動が活発化している。従来からの研究者個人ベースの研究者／学術交流や共同研究の枠を大きく越えて、国際的な枠組みでの大学間コンソーシアムの形成や国際共同研究等の推進、組織的な学生交流の推進や留学生の獲得、そして、特に特徴的なのは組織的に高等教育サービスが海外、特にアジアに提供されようとしていることである。

背景としては、国内の少子化、高等教育予算の事実上の減少、国立大学の法人化等に伴う国内競争環境の激化と、グローバル化時代における国際競争の必要性などが挙げられる。

このような状況の中、大学による開発途上国への協力活動は、大学の基本的な使命である教育・研究とならんで大学の「第三の使命」として挙げられる社会サービスの一つとして、近年、個々の大学において位置づけられる機会も多くなってきたが、その規模は未だ小さい。

本研究では、これまでの大学による国際協力活動参画の経緯と近年における国内外の大学の協力活動への関わり方を概観、これからの21世紀における大学による開発途上国への協力の意味について考察した。

歴史的経緯

欧米の大学は植民地支配の時代から多様な形で開発途上国との関わりを持っていたと思われるが、これがより本格的に(特に米国の大学において)実施されるようになったのは、東西冷戦期である。東西の両陣営が、自国の勢力圏内に取り込むため援助競争を行っており、大学関係者にも協力の依頼がなされた。

当時の知識階級である大学関係者は、このような協力活動に対して消極的であったとされるが、政府からの要請を受け、活動を行ううちに、そのためのノウハウや体制が大学において整備された。また、このような活動が外部資金の導入を伴うことが認識されると、積極的に参画する大学も出現し、冷戦終結直前はかなりの規模で大学による協力活動が行われていた。冷戦終結後の現在は、政府開発援助(OIDA)予算も削減され、従って、大学による活動の規模も縮小しているが、当時形成された途上国協力のためのノウハウや学内体制、そしてとりわけ、開発途上国の大学等との人的ネットワークは各大学の中に残存している。

我が国においても、戦前からアジアとの国交の中で大学関係者が活動する機会も少なくなかったと思われるが、政府の実施する開発援助の中に正式に位置づけられ、活動が展開されるようになったのは、戦後、1954年に我が国が「コロンボ・プラン」に加盟し、政府開発援助(OIDA)を開始してからである。1956年の中央教育審議会において協力の方法について諮問がなされている。

当時の国立大学は法人化しておらず、教員も国家公務員という身分であったため、教員の途上国への派遣は国家公務員としての業務の一環として行われ、資金的にも旅費等の実費経費のみが支給された。このほか、開発途上国からの研修員の受入れも大学で行われ、授業料に準ずる程度の経費が補填された。私立大学については、専門家として長期に派遣される教員の人件費に対する補填が行われたが、多くの私立大学では途上国への協力活動を実施するだけの人的リソースや学内体制に欠け、ごく一部の大学又は大学教員が参画するに留まった。

2004年に国立大学が一斉に法人化すると、国立大学は国の業務の一環としてではなく、自らの意志のもとに参画できる体制となった。また、国立大学法人化の半年前に国際協力機構(JICA)が独立行政機構へと移行し、業務運営の効率化の観点から外部委託するプロジェクトが増えたことから、大学が法人として国際協力プロジェクトを受託する機会が拡大した。国際協力プロジェクトを委託契約のもとに受託すると、協力に要する人件費・間接経費も援助機関から支払われる。

国立大学が法人化して1年が経過した現在、国内援助機関からの受託が国公立大学を合わせ、数

千万円規模のものが6件、数百万円台の受託が11件、実現している。今後、徐々に、このような契約に基づいた国際協力プロジェクトの受託が増えてくると予想される。

近年の大学の国際協力活動への関わり方

欧米の大学は国際協力プロジェクトの受託・実施に日本の大学に比べて一日の長があるが、その関わり方は近年、国家における高等教育予算の縮小に伴いビジネス・ベースの傾向が強まっている。顕著なのは、オーストラリアなどで大学が国際協力活動のためのコンサルティング企業を経営し、当初は大学教員をコンサルタントとして派遣し外部資金の獲得手段としていたものの、国際競争入札に勝つために個人コンサルタント（大学関係者に限らない）を外部から調達し、プロジェクトを受託・実施する形態である。ここまで顕著でなくとも、欧米の大学教員は多くの場合、国際協力プロジェクトの受託を外部資金獲得手段の一つとして捉えている。

一部の大学には、より途上国への貢献を念頭に国際協力活動を行っている教員もいるが、国際協力活動は研究業績の蓄積には直接的にはつながらないため、（特に若手の）教員の昇格の妨げとなる可能性などを懸念材料として指摘している。

全体的に見ると、国際協力プロジェクトの受託は最近では採算性も高くないことから、欧米の大学による参画は低調気味である。

他方、日本の大学についてはその国際協力活動はまだ緒についたばかりであり、各大学とも、これを大学の国際戦略の一環、国際貢献の一環、教育目的、研究目的、外部資金目的、研究者の関心などと多様な位置づけ方をし、試行錯誤を試みているところで、これらプロジェクト実施に必要な学内体制も十分に整備されておらず、いわんや、その採算性や大学が参画することのメリットについて十分な検討がなされる段階には至っていない。

しかし、大きな変化としては、これらの国際協力活動が研究者個人の活動から、大学の組織レベルの活動へと移行したことにあり、今後、大学の特色や個性が明確になってくるにつれ、国際協力活動への関わり方も精査されてくると予想される。

大学による開発協力活動への参画のもつ意味

開発途上国への協力活動は、その専門性や人的リソースの観点等から、教育・研究業務のように全ての大学が取り組む活動ではない。また、国際協力活動に参画するとしても、大学の関わり方は研究者個人レベル、教育目的、研究目的、大学の国際戦略目的、外部資金導入目的等、それぞれの大学の規模や特色に応じて多様であり、一つに限定されるものではない。但し、どのような位置づけにするとしても、大学組織としての実施体制や財務経営基盤が確立していないと、損失を被る可能性は念頭に置く必要がある。

また、現段階では、教員の国際協力活動を社会貢献活動として評価する動きは見られるものの、例えば、その活動を実施するために教育または研究業務の負担を軽減する、あるいは、手当を支給するといった措置が採られておらず、貢献活動を行った教員のみに業務の負荷が集中するばかりか、研究や学内業務にも差し障りがでる状況にある。これについても適切な学内規定を設けないと、活動に無理が生じ、十分に効果的な活動を継続できない。

このような国際協力活動を通じた財務管理や学内支援体制、学内規定の整備は、現在進行中の大学改革の大きな課題の一つである大学のガバナンスの強化にもつながる。

一方、大学による国際協力活動のもつ意味を再検討すると、高等教育のユニバーサル化時代において、大学はその人材育成の機能として研究者養成から職業人の養成へと比重を増してきており、国際協力のような実践的な活動の機会を取り込むことができる大学が、時代に適合した高等教育機関となっていくと想定される。

また、グローバル化時代において人類はその英知を地球規模的な課題への対応において試されており、知の源泉である高等教育機関も社会からの要請に応じて、応用的側面の強い問題解決型の研究活動を強化していくことが求められている。

途上国への協力活動、特に援助機関や国際機関の実施する国際協力プロジェクトへの参画は、このような地球規模的な課題の解決に高等教育機関のもつ英知を反映させることのできる一つの場でもあり、実践的な研究活動の高度化を可能とする。また、このような活動はとりもなおさず、グローバル化時代に必要とされている、国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する。

まとめると、大学による途上国への協力活動は全ての大学が取り組む内容の活動ではないが、21世紀に必要とされる新しい大学像に合致しており、そのための学内体制の強化に始まり、実践的、かつ国際的な舞台で活躍できる人材の育成と、地球規模の課題に対する問題解決型の研究の強化等の面で、大学改革の一つの手段となりうる活動である。

大学による開発途上国への協力活動の参画

第8回 高等教育学会 第4部会『海外の高等教育 ①』

政策研究大学院大学 船守美穂

2005年5月21日

大学による国際展開の活発化...各国の動き

- ・英語圏(豪・英・米)の大学を中心とする海外展開
- ・EUのErasmus Mundus計画
- ・各国の留学生政策の強化
- ・一部アジア諸国による優れた外国の大学の誘致・連携強化

(中国「WTOと高等教育改革と発展の10の対応」、「中外共同学校設置条例」
韓国「頭脳韓国21(BK21)」、マレーシア私立校等教育法「外国の大学分校」規定、
シンガポール「世界トップ・テン大学誘致計画」)

etc.



- グローバル化による国際競争の激化
- 世界の優秀な人材を育成・確保する必要性
- 世界の「知の中心(COE)」となる必要性

大学による国際展開の活発化...日本の動き(1)

政策レベル

- ・「留学生10万人計画」(S.59.6)
留学生教育の質的向上に向けた政策展開(H11.3~)
- ・「外国大学の日本校」(H16.12-)及び
「我が国の大学の海外校」(H17.4-)に関する制度改革
- ・「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」
- ・大学の国際活動の支援
(「大学国際戦略本部強化事業」(H17)、「大学教育の国際推進プログラム」(H17)、
「国際開発協力サポート・センター」プロジェクト(H15) 等)

大学による国際展開の活発化...日本の動き(2)

大学レベル

- ・留学生受入体制の強化、国内の「国際プログラム」の開設
- ・海外の大学との国際教育連携プログラムの開設
- ・国際的な大学間コンソーシアム設立に向けてのリーダーシップ発揮
- ・途上国協力活動を通じた教育プログラム、研究プロジェクト
- ・海外拠点の展開、学長直属の国際推進室等の設置



従来からの研究者個人ベースの研究者／学術交流を超えた、
大学の組織的な国際活動の展開

大学による開発途上国への協力活動...日本の動き(1)

開発途上国への国際協力の始まり

- ・1954年、我が国の政府開発援助(ODA)の開始
(「コロンボ・プラン」への加盟)
- ・1956年、中央教育審議会
「教育・学術・文化に関する国際交流の促進についての答申」
東南アジア地域における教育・学術・文化に対する協力援助について
- ・JICAを通じた専門家派遣、研修員受入
- ・2004年以降、国内援助機関や国際機関からの国際協力プロジェクトの受託
(特に国立大学について)

大学による開発途上国への協力活動...日本の動き(2)

<近年の大学独自の取り組み>

- ・地域研究センター、国際協力研究科等の設置
- ・途上国をフィールドとした研究・協力プロジェクトの推進
(地域研究、技術開発・地域開発への協力等)
- ・学生のためのNGO活動等を取り入れた教育プログラムの展開
- ・援助機関からの契約ベースでの国際協力プロジェクトの受託開始(H16~)
(数千万円規模のもの6件、数百万円規模のもの11件(H17.3.31現在))

(特に国立大学の法人化を契機に)
「国からの要請に基づく国際協力」から、
「大学独自の取り組みとしての国際協力」としての
位置づけ鮮明に

大学による開発途上国への協力活動...先進諸外国の大学の動き(1)

<従来の開発途上国との関わり>

- ・植民地支配の時代からの多様な形態での関わり
- ・東西冷戦期の援助競争における政府からの協力要請

(当初の消極的な姿勢から、外部資金導入の手段への変化)

<東西冷戦終結後の国際協力への関わり>

- ・大学レベルでの留学生獲得強化
- ・ビジネス・ベースでの海外における教育プログラムの提供
- ・援助機関からの国際協力プロジェクトの受託による外部資金獲得

大学による開発途上国への協力活動...先進諸外国の大学の動き(2)

◎英国大学の事例

- ・高等教育予算の縮小、大学教員によるコンサルティング活動の拡大
- ・受託したプロジェクト数や受託高による教員評価 等

◎豪州大学の事例

- ・大学によるビジネス・ベースのコンサルティング活動の展開
- ・プロジェクト受託のための大学出資のコンサルティング企業やNPOの設立
- ・大学教員が参画せず、外部コンサルタント調達型のプロジェクト受託も

◎米国大学の事例

- ・外部資金導入の一手段としての国際協力プロジェクトの受託
- ・大学コンソーシアム(MUCIA等)が国際協力プロジェクトを受託する場合もあり
- ・複数の大学による協力が必要となる国際協力プロジェクトを援助機関(USAID)から受託し、大学の審査・採択、資金再分配機能を果たす大学も存在(CRSPs等)
- ・USAIDの大学パートナーシップ事業を全米6つの高等教育団体のもとに設立された開発連絡協議会(ALO)が運営。国際協力の経験の浅い大学に参画の機会を提供

大学による開発途上国への協力活動...先進諸外国の大学の動き(3)

◎カナダ大学の事例

- ・カナダ大学協会(AUCC)によるカナダ国際協力機構(CIDA)の大学パートナーシップ・プログラム(UPCD)の運営と大学の参画
- ・AUCCが代表として国際協力プロジェクトを受託し、会員大学が国際協力プロジェクトに参画するケースもあり
- ・民間コンサル企業と大学の協力グループ(CHEG)が、大学の専門知識を国際協力の現場に提供するケースもあり

(○フィリピン大学の事例

- ・大学教員の「兼業」によるコンサルティング活動 (個人収入の拡大・確保)
- ・大学が設立した財団を通じたプロジェクトの受託
(導入した外部資金は図書館維持等、大学運営の経費へ)
- ・大学教員のスピンアウトによるコンサルティング活動の展開)

欧米の大学の先進性



欧米の大学は、
国際協力プロジェクト受託の手続きや実施体制が
システム化されている。

- プロジェクト受託に関する学内意志決定プロセス
- 委託契約締結
- 経理処理事務
- 学内資金配分
- その他の学内支援体制
- 教員評価と業務管理
- 知的所有権の扱い
- 学生の関わり方

- ▶上記事項に関する学内規定が明確にされており、大学教員がプロジェクト受託のための契約事務等について煩わされる必要がない。
- ▶日本の大学についても、大学教員が自由かつ効果的に活動を展開できるように、早期に学内体制を整備・強化することが望まれる。

大学による国際協力プロジェクトへの関わり方(1)

- 研究者個人の関心に基づくケース
- 地域研究等、研究目的であるケース
- 学生への教育効果を目的としたケース
- 外部資金導入を目的としたケース
- 社会貢献、国際貢献を目的としたケース
- 大学の国際戦略の一環であるケース
- 国からの参画依頼に基づくケース 等

大学による国際協力プロジェクトへの関わり方(2)

- ▶ 大学による国際協力プロジェクトへの参画は、多様な関わり方があり得、どの参画形態も否定されるものではない。
- ▶ 大学の特色や個性、そして、時と場合に応じて、その関わり方は異なりうる。
- ▶ 但し、国際協力プロジェクトへの受託は安全管理や業務管理、財務管理の上でリスクを伴うため、今後、国際協力プロジェクトへの参画体制を整備する必要がある。

大学による国際協力プロジェクト参画の意義

国際協力プロジェクトへの参画がもたらす効果

- 研究成果の実践と問題解決の場の獲得
 - 実践的な研究活動の高度化
- 地球規模の課題解決への貢献
- 国際的に通用する実践的な人材の輩出
- 国際協力のための学内規定・学内体制の強化・整備

合致

21世紀に求められる大学像(社会からの要請)

- グローバル化時代における国際競争力の強化の要請
(国際的プレゼンスの強化(人材面、研究面等))
- 高等教育のユニバーサル化による職業人養成機能の強化の要請
- 地球規模の課題解決における知的貢献

欧米の大学の国際競争力

- 国際的な課題に対する理論強化・構築
- 国際的に通用する人材の輩出
(国際機関、政府、企業等へのPhD取得者の輩出)
- 開発途上国との人的ネットワークを通じた各国政策形成への寄与
- 国際会議等における発言力

➤欧米(特に米国)の大学は、特に人文・社会科学に優れ、国際世論形成における影響力を有する。

➤日本の大学についても、我が国の国際的プレゼンスを強化する意味でも、特に人文・社会科学において競争力を強化することが望まれる。

まとめ

◆開発途上国への協力活動は全ての大学が取り組む内容の活動ではない。

◆しかし、これら国際協力活動への参画は、

- ・大学の学内体制の整備・強化
- ・実践的、かつ国際的な舞台で活躍できる人材育成
- ・地球規模の課題に対する問題解決型の研究の強化

等の面で、大学改革の一つの手段となりえ、21世紀に求められる大学への変革に通じる。

◆今後、大学による国際協力活動への参画は、(特に人文社会科学の分野も含めた場合に)世界的にリードする研究大学となるための必要条件となる。